

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」（その6）

### 【ポイント】

- 3月19日（木）現在、東ティモールでの感染者確定例に関する情報はありません。
- 東ティモール政府は、3月18日（水）の閣議において、新型コロナウイルス感染国からの来訪者の入国禁止措置を決定し、同措置は即日施行される旨を発表しました。

### （本文）

1 東ティモール政府は、3月18日（水）の閣議において、新型コロナウイルス感染国からの外国人来訪者の入国を禁止することを決定しました。同措置は、即日施行される旨を発表し、今後4週間毎に見直しを検討することとしています。

2 在留邦人の方々におかれては、引き続き、東ティモール政府が発表する関連情報を注視するとともに、東ティモールに直行便が就航する、インドネシア、シンガポール、オーストラリアの各政府の措置や各航空便の運航状況にも留意してください。周辺各国の措置については、各日本国大使館及び総領事館のホームページでもご覧いただけます。

#### ●在インドネシア日本国大使館

[https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ●在デンパサール日本国総領事館

[https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ●在シンガポール日本国大使館

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

#### ●在オーストラリア日本国大使館

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

※ 日本大使館では今後も関連情報がある場合は、引き続き領事メールを発出しお知らせしていきます。在留邦人の皆様におかれても、関連情報に引き続き留意するとともに、噂や流言飛語に惑わされることなく冷静に対応することが肝要です。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

- 渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)
  
- 参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)  
(厚労省のヘルプデスク連絡先)
  - ・フリーダイヤル：0120-565653（日本国内からのみ繋がる）
  - ・外国からかける場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語対応可）
  - ・対応時間：日本時間の9:00～21:00（土日含む）

**【問い合わせ先】**

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：(国番号 670) 332-3131～2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：[ryoji.timor-leste@go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@go.jp)

(了)